

○北海道後期高齢者医療広域連合公用車運行管理規程

制 定 令和5年9月12日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、公用車の運行管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、北海道後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が賃貸借契約により運行の用に供するものをいう。
- (2) 運転者 北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（令和3年2月9日条例第1号）第4条第1項に規定する旅行命令を受けた者で、公用車を運転する者をいう。

(管理責任者)

第3条 公用車の管理責任者は、事務局次長（総務担当）（以下、「管理責任者」という。）とする。

(運行基準)

第4条 公用車は、道路運送車両法その他車両の整備に関する法令の規定による整備が適切に行われている状態において、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他道路交通の安全の確保に関する法律（以下、「道路交通法等」という。）の規定に従い、公務を適正かつ効率的に遂行するために運行されなければならない。

第5条 管理責任者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。

(使用の承認の申請)

第6条 運転者は公用車を公務に使用する場合は、あらかじめ公用車使用申請書（様式第1号）により管理責任者の承認を受けなければならない。ただし、天災等その他やむを得ない事情により、あらかじめ承認を得ることができないときは、事後速やかに承認を得なければならない。

2 管理責任者は、前項本文の承認をしたときは、運転者に運転命令をしなければならない。

(使用の承認の基準)

第7条 管理責任者は、前条に規定する申請があったときは、次のいずれかに該当する場合に、これを承認することができる。

- (1) 用務先に至るまでに交通機関が利用困難な場合又は不便である場合
 - (2) 用務先が複数である等の理由により、公共交通機関を利用すると公務能率が著しく低下する場合
 - (3) 用務に必要な書類その他携行品が多量にあり、交通機関の利用に適さないと認められる場合
 - (4) その他、管理責任者が公務の遂行上特に必要と認めた場合
- 2 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、その承認を行わないものとする。
- (1) 運転者が運転免許を取得してから1年を経過していない場合又は長期間自動車を運転していない場合
 - (2) 運転者が過去1年以内において、交通法規に違反して行政処分又は刑事処分を受けたことがある場合
 - (3) 運転者の心身の状態が、傷病、過労、睡眠不足その他の理由により運転に適しない状態にあると認められる場合
 - (4) 1日の連続運転時間が4時間を超える場合で交替運転者がいない場合（天災等その他やむを得ない場合を除く。）
 - (5) 交通事情、天候状況、道路状況、その他安全運転上支障があると認められる場合

(点検及び整備)

第8条 管理責任者は、公用車について、その運行前に運転者に道路運送車両法第47条の2第1項及び同条第2項の規定による点検をさせなければならない。

(公用車の使用)

第9条 運転者は、交通法規を遵守し、安全運転に努め、交通事故を未然に防止するよう努めなければならない。

第10条 運転者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、災害等その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。この場合において、直ちに管理責任者にその旨を報告しなければならない。

- (1) あらかじめ許可を受けた使用目的以外の目的に使用すること。
- (2) 公務に関係のない者を同乗させること。

第11条 運転者は、公用車の使用を終えたときは、清掃及び保安上必要な点検を行うとともに、運行記録表(様式第2号)に必要な事項を記入しなければならない。

(交通事故の措置)

第12条 運転者は、公用車の運行により道路交通法第72条第1項に規定する交通事故が発生したときは、同項に規定する措置を講じた後、事故発生報告書(様式第3号)を作成し、管理責任者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。

2 管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその旨を広域連合長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第13条 公用車の運行によって生じた交通事故について広域連合がその損害を賠償すべき責任がある場合は、自動車損害賠償保障法第71条の規定により政府が行う自動車損害賠償保障事業の補償を基準として適正な賠償をするものとする。

(求償)

第14条 前条の規定により広域連合がその損害を賠償した場合において、当該交通事故が運転者の故意又は重大な過失によって発生したものであるときは、広域連合が賠償した金額の全部又は一部を当該運転者に求償する。

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

担当次長	班長	班員

公用車使用申請書

行先		
用務内容		
使用日時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分	
運行経路		
宿泊有無		
使用者氏名		
乗車人員氏名		
使用理由	運行管理規定第7条第1項第 号による 【理由】	
概算費用	円	
高速道路 使用有無	有・無	有の場合、使用理由

上記のとおり使用を許可願います。

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合 管理責任者

（申請者）職・氏名

《確認欄》

総務担当 次長	総務班長	担当

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる

担当次長	班長	班員

運行記録表

運転者氏名			班名	
使用日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分			
車両番号				
同乗者氏名				
運行前 酒気帯び・ 免許証確認	運転前 <input type="checkbox"/> アルコール検知器 () mg/l	<input type="checkbox"/> 運転免許証 有効期限確認	運転免許証有効期限	確認者
	運転後 <input type="checkbox"/> アルコール検知器 () mg/l		年 月 日	
			確認日時	
	年 月 日 時 分			
走行距離 (予定)	Km		走行距離 (実績)	Km

点検項目			
ブレーキ	良・不良	エアコン	良・不良
サイド ブレーキ	良・不良	室内灯	良・不良
ハンドル	良・不良	ETC	良・不良
ハザード	良・不良	カーナビ	良・不良
ライト	良・不良	ワイパー	良・不良
ウィンカー	良・不良	車検証	有・無

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる

事故発生報告書

事故類型 正面衝突 側面衝突 出会い頭衝突 追突 接触 その他（重複可）

1 事故の概要

(1) 発生日時	年 月 日（ 曜日）	時 分	頃
(2) 発生場所			
(3) 当事者	北海道後期高齢者医療広域連合	相手方	
	(班・氏名)	(住所・氏名)	
	(同乗者の氏名)	TEL	
(4) 車両概要	(車名・車番・年式)	(車名・車番・年式)	
(5) 事故現場見取り図	(6) 発生状況		
警察署への届出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

2 被害状況（各々の損害の程度）

3 管理責任者の所見

北海道後期高齢者医療広域連合		
<input type="checkbox"/> 人身		
<input type="checkbox"/> 物損		
相手側		
<input type="checkbox"/> 人身		
<input type="checkbox"/> 物損		

上記のとおり報告します。

年 月 日

（報告者）職・氏名

《確認欄》

広域 連合長	広域 副連合長	事務局長	総務担当 次長	総務班長	担当	担当次長	担当班長	担当

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる